



新白岡駅周辺地域におけるエリアマネジメントの推進に関する協定書

白岡市（以下「甲」という。）と街活性室株式会社（以下「乙」という。）は、新白岡駅周辺地域（以下「対象地域」という。）におけるエリアマネジメントによるまちづくりの推進に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、対象地域における賑わいの創出と、豊かで利便性の高い市民生活の確保を図るため、甲と乙が協働して対象地域のエリアマネジメントによるまちづくりを進めることを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について協力する。

- (1) 対象地域のエリアマネジメントの検討及び関係者との調整
- (2) 対象地域のエリアマネジメントを遂行することを目的としたまちづくり団体の設立の検討
- (3) エリアマネジメント事業の実施主体となるまちづくり団体の法人設立の検討
- (4) その他、必要と認める連携

（協議事項）

第3条 前条に掲げる事項に関する事業の実施に係る条件及び経費負担等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、甲乙協議の上、さらに1年間更新できるものとし、その後も同様とする。

（機密の保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た相手方の秘密情報を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合、甲又は乙以外の者に対

し、本協定に関して知り得た情報を提供することができるものとする。

（協定内容の変更）

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うことができるものとする。

（定めのない事項）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和4年8月18日

甲 埼玉県白岡市千駄野432番地
白岡市
白岡市長

藤井栄一郎

乙 埼玉県鴻巣市逆川1丁目2番2号
街活性室株式会社
代表取締役

前原徹